

# 令和元年第3回水戸市議会定例会

## 請願文書表（Ⅰ）

水戸市議会

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	紹 介 議 員	付託委員会
第 2 号	元 . 8 . 22	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書提出を求める請願	<p>《請願趣旨》</p> <p>学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮している。豊かな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、教職員の定数改善を行うことにより、教職員の働き方改革も進む。教職員が余裕を持って学校教育に当たれるようになり、教育の質を高められる。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫している。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。</p> <p>よって、こうした観点から、2020年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p>《請願事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 計画的な教職員定数改善により少人数学級を推進すること。</li> <li>2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</li> </ol>	萩谷 慎一 田中 真己 飯田 正美 渡辺 政明 袴塚 孝雄 五十嵐 博 松本 勝久	文 教 社 福 社

令和元年第 3 回水戸市議会定例会

陳情文書表（Ⅱ）

水戸市議会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	要 旨	付託委員会
第 5 号	元 . 9 . 2	新水戸市民プールの建設を求める陳情	<p>《陳情趣旨》</p> <p>数多くの自然災害が発生した，平成の時代がその幕を閉じた。その中でも，平成23年3月の東日本大震災は当市に甚大な被害をもたらした。市民がなれ親しんだ水戸市民プールも大損壊をこうむり，建設当時東洋一と称され6面を有するプールと施設はその任を終えた。御高承のとおり，水戸市民プールは，水府流水術の発祥の地を自負する関係者や多くの市民の期待を背景に，昭和46年に建設され，昭和49年本県開催となった水と緑のまごころ国体夏季大会の主会場として，大きな役割を果たしたのであった。以来，水戸市民の憩いの場に供しつつ，全ての県内水泳大会，多くの全国水泳大会が開催されて，集客力を発揮し，本市経済にも益するところ大であった。昭和39年東京オリンピックや前述の茨城国体開催は，スポーツの振興に大きく寄与し，市民のスポーツに関する意識改革が進み，生涯スポーツの高まりへと移行していった。水泳界においても，オールシーズン化による青少年スイマーの激増，健康志向からの愛好者の増加等水泳を取り巻く環境は大きく変貌し，水泳人口は質量ともに増加の一途をたどり今日に至った。これらの状況を踏まえ，本市においてはスポーツ少年団の育成，各種水泳教室の開設，各種市民水泳大会の開催，指導員及び競技役員養成等を着実に実践するなど，市民の対応に鋭意取り組んできた。新しい令和の時代を迎え，本市水泳界の将来展望を思料するとき，あたかも二巡目茨城国体が令和元年に，同じく東京オリンピック・パラリンピックが令和2年に開催され，あわせて，水戸市は令和2年に中核市に生まれ変わるという現実に直面する。これらを背景に，前述の水泳を取り巻く過去の経緯に鑑み，屋内公認水泳場の整備を唱える。この施設整備がなされることにより，県都に水泳の殿堂が再構築されることとなり，市民スポーツの振興が格段に図られるとともに，県内・関東・全国大会などスポーツコンベンションによる交流人口増の波及効果が確実に見込まれる等，その効果は多大なものがある。</p> <p>以上のことから，下記事項についてここに強く陳情する。</p> <p>《陳情事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水都・水戸に「新水戸市民プール」を建設すること。</li> <li>2 新水戸市民プール施設の概要を次のとおりとすること。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋内施設とする。</li> <li>(2) 国際大会開催に対応できる公認長水路（50m×10レーン，1面）及びサブプール（1面）を有する。</li> </ol> </li> </ol>	水泳競技施設等調査特別委員会

受理番号	受理年月日	件名	要旨	付託委員会
			(3) 高飛び込み（板飛び込み可）（10m）の施設を有する。	